平成２４年（フ）第１９０号
盛岡市材木町８番21―207号
債務者　千葉　悦男
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７３号
和歌山市堀止南ノ丁３番35号
債務者　木村　達彦
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
和歌山県橋本市高野口町向島98番地の４
債務者　二ツ石雅幸
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
和歌山県橋本市東家２丁目５番10号
債務者　小林　英子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７８号
和歌山市有本825―14、住民票上の住所和歌山市東紺屋町１番地イタニビル201
債務者　阪口　暢紀
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８９号
和歌山市梶取１番地の26
債務者　中澤佐多子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県加古川市平岡町新在家1738番地の５
債務者　幸王　由美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４０号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地　市営竜が台住宅12―403号
債務者　三宅　博志
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
山口県防府市東三田尻１丁目３番９号　河嶋アパート102号
債務者　椿　　隆正
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
長崎県島原市六ツ木町甲1124番地10
債務者　林田富士美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
長崎県島原市新町１丁目227番地
債務者　式見　元成
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
長崎県島原市門内町丙625番地１、前住所長崎県島原市南下川尻町8063番地
債務者　山﨑　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
長崎県島原市上の原３丁目6183番地１、前住所長崎県島原市青葉町5334番地３
債務者　馬渡　末勝
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１４０８号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字焼山47番地50、従前の住所青森県西津軽郡深浦町大字森山字嶋田50番地28
債務者　吉田　健二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４２号
名古屋市港区七反野１丁目602番地　第２コーポ豊301号
債務者　川畑喜美枝
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２６０１号
神奈川県横浜市西区久保町１番地20
破産者　株式会社ベータレックス
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０２４号
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
破産者　モバイルキャスト株式会社
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部